

平成25年度町田市教育委員会

第2回定例会会議録

- 1、開催日 平成25年（2013年）5月17日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | | | |
|-----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 佐藤 | 昇 |
| 委員 | | 岡田 | 英子 |
| 委員 | | 井関 | 孝善 |
| 委員 | | 高橋 | 圭子 |
| 教育長 | | 渋谷 | 友克 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | | |
|----------------|----|-----|
| 学校教育部長 | 坂本 | 修一 |
| 生涯学習部長 | 田中 | 久雄 |
| 学校教育部次長 | 高橋 | 良彰 |
| （兼）教育総務課長 | | |
| 教育総務課担当課長 | 有田 | 宏治 |
| （兼）教育総務課事務係長 | | |
| 学校教育部次長 | 佐藤 | 卓 |
| （兼）施設課長 | | |
| 学校施設管理センター担当課長 | 守屋 | 昌次郎 |
| 学務課長 | 田中 | 英夫 |
| 保健給食課長 | 佐藤 | 浩子 |
| 学校教育部指導室長 | 小池 | 慎一郎 |
| （兼）指導課長 | | |
| 指導課担当課長 | 吉川 | 清美 |
| 統括指導主事 | 小林 | 洋之 |
| 教育センター所長 | 谷 | 博夫 |
| 生涯学習総務課長 | 神田 | 貴史 |

生涯学習センター長	熊田芳宏
生涯学習センター担当課長	外川吉宏
生涯学習部図書館担当部長	尾留川 朗
(兼)図書館長	
図書館市民文学館担当課長	横須賀 秀 男
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	近藤 裕 一
図書館担当課長	吉岡 一 憲
書 記	高橋 由希子
書 記	新井 裕 美
書 記	大島 利 彦
書 記	谷山 里 映
速 記 士	平野 京 子

(株式会社スタッフジャパン)

6、提出議案及び結果

議案第9号	教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第10号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原 案 可 決
議案第11号	第1期町田市生涯学習センター運営協議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第12号	学校歯科医の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第13号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決
議案第14号	2013年度町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第15号	町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命について	原 案 可 決

議案第16号	町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の任命及び解任について	原案可決
議案第17号	第28期町田市社会教育委員の委嘱について	原案可決
議案第18号	第1期町田市生涯学習審議会委員の委嘱について	原案可決
議案第19号	第27期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について	原案可決

7、傍聴者数 1名

8、議事の概要

午前10時00分開会

委員長 おはようございます。それでは、ただいまから町田市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は岡田英子委員です。

まず、日程の一部変更をお願いします。日程第2、議案審議事項のうち、議案第9号は非公開案件ですので、日程第4、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第5として、関係者のみお残りいただいて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、日程第1、月間活動報告に入ります。

まず、教育長から説明をお願いいたします。

教育長 それでは、前回の定例会以降の教育委員会に関わる主な活動状況について、私のほうからまず報告をいたします。

前回の教育委員会定例会は4月12日で行われました。同じ日に午後、東京都庁におきまして、平成25年度の教育施策連絡会が行われましたので、それに各委員とともに出席しております。

16日、火曜日ですが、町田市奨学資金審議会が、今年度の部分でございますけれども、

開催されましたので、委員長とともに出席をいたしました。

18日、木曜日は、定例校長会が開催されましたので、委員長とともに出席をしております。

22日、月曜日ですが、東京ガスの方がお見えになりまして、学校支援について懇談をさせていただきました。東京ガスの学校支援につきましては、特に環境教育、あるいはエコに関わる活動等で、従来から多数の学校が支援をいただいているところがございます、引き続きのご支援を依頼したところがございます。

23日、火曜日につきましては、さがまちコンソーシアムの役員の方と面会し、事業の拡大等について意見交換をしたところがございます。

24日は、町田地区の保護司会の平成25年度の定期総会が開催されましたので、これに出席をし、ご挨拶をまいりました。

25日、木曜日は、今年度第1回目の定例副校長会がございましたので、各委員とともに出席をいたしました。

同じ日に、教育委員会の活動報告について定例で行っておりますが、市長に対して報告をしたところです。

27日、土曜日につきましては、小学校科学教育センターの開講式がございましたので、各委員とともに出席をいたしました。

29日、月曜日ですが、町田市生涯学習インストラクターの会の定期総会並びに設立10周年の記念式典が開催されましたので、これに岡田委員とともに出席をしております。この生涯学習インストラクターの会に関しましては、特に学校教育のいわゆる地域協力という観点から、さまざまなお協力をいただいているところがございます。

30日、火曜日でございますが、改定作業を進めております町田市教育プラン（骨子案）ができ上がりましたので、それについて市長のほうに概略を説明いたしました。

5月1日、水曜日につきましては、教育委員会の第2回協議会がございました。

2日、木曜日でございますが、文学館で開催中の「漢字がCOOL! ? 変容する文字デザイン」展を見学してまいりました。今までとはまた違った視点の企画展であったという印象を持ちました。

それから、5月8日、水曜日ですが、東京都市教育長会の定例会に出席をしております。

それから、9日の木曜日ですけれども、この日と翌10日にかけて、関東地区の都市教育長協議会が目黒区の雅叙園を会場として開催されました。2日目は各分科会に分かれたの

ですが、私は第2分科会の学校教育の分科会に出席をし、いじめについて町田市を取組を説明してほしいという要請がございましたので、この場において説明をいたしました。

11日、土曜日は、町田市表彰式がございましたので、これに出席をいたしました。

同じ日に、日本大学第三学園の創立80周年記念事業の新棟の竣工祝賀会がございました。これに出席をしております。

13日の月曜日から5月27日にかけて、今日の午後も予定しておりますが、校長面談を実施し、各校長から学校の経営方針等についてお話を伺っております。転任されてきた校長先生、あるいは新任の校長先生、いろいろお考えを伺うことができ、それぞれの時間は短いのですけれども、有意義な時間を過ごすことができております。

16日、木曜日、昨日でございますが、定例の校長会がございました。

併せて、東京国体の庁内連絡会がございましたので、これに出席をしております。

私の教育委員会関係についての活動は以上でございます。

委員長 それでは、両部長から報告をお願いいたします。

学校教育部長 特にございませぬ。

生涯学習部長 特にございませぬ。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、教育長から報告がありましたけれども、何か委員のほうから質問等ありますか。よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは次に、各委員のほうから報告をお願いいたします。高橋委員、どうぞ。

高橋委員 5月8日、水曜日、小教研総会、5月9日、木曜日、中教研総会に参加いたしました。これから1年、小学校・中学校それぞれが教育研究会の名のもと、勤務校や勤務年数に関係なく、町田市という大きな枠の中で各部会ごとに教育の内容や指導法などをより深く学び合っていかれるのですが、今年度も先生方が互いに切磋琢磨しながら学び合っていてほしいと願っています。現在、多くの学校では、若手教員の育成を重点課題として取り組んでくださっていますが、若手教員の育成という面でも、学校内だけでなく、町田市全体として取り組むための1つだと考えます。年度末の研究の成果の発表会を楽しみに待ちたいと思っています。

各総会の後には、それぞれ記念講演会がありました。小教研では、詩人であり、童話作家でもある工藤直子さんが、「子どものこころ詩のこころ」という演題でご講演されまし

た。現在、町田市で使っている小学生用の国語の教科書には、工藤さんの作品が、2年生で「ふきのとう」という童話、4年生で「のはらうた」という詩集からの作品が掲載されていますので、その作者の講演は先生方にとって大変関心のあるところだったと思います。まず工藤さんは、詩の朗読の仕方や注意点を具体的に教えてくださいました。次に、ご自分の詩を使って、言葉でいかに遊び、言葉をいかに楽しむかを実演してくださいました。最後に、詩は論理的に学ぶのではなく、言葉って面白いなということが肌でわかるような学び方をしてほしい、感性を味わうものにしてほしいと先生方をお願いされていました。詩を書かれた作者ご本人の言葉への熱い思いや考え方を聞いたこと、また、その講演内容がすぐに授業に活かせるものであったことは大変よかったですと思いました。

中教研の総会後には、「大切にしてきたこと アンテナ、やじうま根性、笑顔」という演題で、日本中学校体育連盟の菊山直幸先生が、菊山先生ご自身が教員時代に実践されてきたことの中からご講演をしてくださいました。講演の最初に、教師に対する子どもへのアンケートの中から、「今まで出会ってきた先生の中で感謝している先生がいるか」、「はい」が71%、「いいえ」が29%。「先生にかけられた言葉に対して心から恨んでいることがあるか」、「ある」が23%、「ない」が77%ということを示され、子どもに対して教師はいかに影響力を持っているかということや、子どもへの言葉かけの大切さをまず示されました。全体的な講演の内容は、先生の教員としての実践に基づいていましたのでわかりやすく、また、多岐にわたっていましたので、先生方それぞれが何かしら自分に必要なものをいただいて帰られたと感じました。小教研、中教研、それぞれにより講師を選ばれたと思います。

新学年が始まって、各学校からの学校だよりを見ています。先日、ある保護者から、校長先生が替わられて、学校だよりにご自分の学校の経営方針を書いてくださり、とてもうれしく拝見しましたという話を聞きました。校長会で、私は校長先生方に、保護者の心をわしづかみにするようなお話を最初の保護者会でしてほしいというお話をしました。各学校だよりも、それぞれの校長先生の学校経営のあり方など、目標とする学校教育や学校の姿などが載っていて、先生方の意気込みを感じました。どの学校も、よいスタートが切れますよう心より願っています。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

次に、井関委員、お願いいたします。

井関委員 私、今日は1件だけですけれども、市立博物館の「忠生遺跡」展のギャラリートークです。4月の定例会で教育長と岡田委員から簡単に報告がありましたけれども、この展覧会の開催は、教育委員会生涯学習総務課の文化財系の川口学芸員があってこそのもだったので、再度報告するわけです。区画整理事業に伴って、1986年に忠生遺跡が発掘されて、現在まで25年間、川口氏はずっと関わってこられたので、四半世紀を忠生遺跡対応の学芸員生活をしているということになるのではないかと思います。ギャラリー・トークの参加者は40人弱で、私の経験では、これだけ多くの人に来られたというのは異例だったと思います。中高年の方が多いのですけれども、若い女性もいて、メモをとって聞いたり、中には写真を撮っている人もいました。日ごろは写真撮影は禁止ですけれども、市の所有物だということだからだと思います。

展示されていた土器は約100点でしたけれども、発掘して復元したものは実際は900点くらいあるということだったので、どれを展示しようかと悩んだということです。2007年6月の定例会で報告したことがあるのですが、私が九州の国立博物館に行ったときに、アジアの工芸ルームというところがあって、東南アジアの陶磁器展をやっていたのですけれども、それが町田市立博物館の、そのときは教育委員会の管轄だったと思いますが、町田市からのものが30点くらい陳列されていて、町田に帰って博物館の人に「大丈夫なの」と聞いたら、「関連したものが約1,300点あるから、50点くらいは同時期に貸しても大丈夫です」と言っていました。今回の忠生遺跡からの発掘物も、同じように、少々貸し出しすることくらいでは大丈夫だということだと思います。

市の博物館は、最近、入館料を300円取るようになりました。それで、入館者がぐっと減ったといって悩んでいるのですけれども、「忠生遺跡」展は、市から出たものだとすることで100円と低い入館料に抑えたのですけれども、残念ながら、実際はそんなに入館者は増えていなかったと言っていました。しかし、川口氏が登場するほかのイベントはいっぱいで、展示は1ヶ月後の時点で、入館者は増えていないですけれども、ほかの300円になった展示で減ったのは市内からの人が多かったということです。入館料の高低よりも、今まで無料だったのが突然有料になったという影響のほうが大きかったという感じがします。一方、市外から来られる方は、遠くから来るだけあって、ぜひ見ようという意欲が強いのでしょうか、無料のときとあまり変わらないというような話でした。

以上です。

委員長 続きまして、岡田委員、お願いします。

岡田委員 先ほど高橋委員のほうから報告がありました菊山先生の引用の言葉、「今まで恨んでいる先生の言葉がある」というのが23%、これは朝日新聞の記事に出ていたものですけれども、回答者の方の年齢が大変高い70歳であったり、50歳であったりというような方でも、「先生の言葉で恨んでいることがある」というものの例が書かれていたのです。そのところは先生方には本当に心していただいて、そこまで恨みがずっと続くほど先生の言葉は大事なんだということは意識してほしいというふうに思います。

私のほうから報告させていただきたいことは4件あるので、手短にお話ししたいと思います。

まず最初、4月20日、ジュニアプレイのほうが5月4日だったのですけれども、町田市で行われるバレエコンクールですが、かなり遠くから参加者が来られているものです。それでありながら、昨年度のローザンヌ国際バレエコンクールで1位入賞を果たされた菅井円加さんが、かつて町田市全国バレエコンクールでやはり1位をとられたということもあって、全国的にもかなり評価されています。町田のピアノコンクールも歴史が長いのですけれども、同じようなことが言えていて、それというのは、やはり町田の子どもたちにとってもいい刺激になっていると思うので、私たち教育委員会としても、担当が違ってもいい、注目はしていきたいというふうに思います。

2点目です。教育長に少しお話しさせていただいております「漢字がCOOL!？」という文学館の展示ですけれども、本の装丁に関するシリーズというのが朝日新聞にも掲載されていて、本の装丁ですとか、漢字、本の活字に対する興味を持っている方たちというのは、地味ですけれども本当に根強い愛好者が多い。また、本の展覧会でも、さまざまにいろいろな角度で面白い展示がありました。そしてまた、終わってから漢字変換パズルというのを見られたご年配の方が、「あらっ、これいいわね。孫に買っていくわ」とおっしゃっていたので、ぜひ今度はお孫さんを連れて来てほしいとその背中を見送りながら思ったのですが、漢字の変換ですとか活字に対する興味を、年若い子どもたち、それこそ小・中学生にも持ってほしいので、もっとそういった子たちが連休中に来てくれていたらよかったなだけだと思います。

3点目、町田市生涯学習インストラクターの会に教育長と一緒に出席させていただきました。本当に出席メンバーの方がやる気にあふれていらっしゃるのですが、割合と学校のほうがやってくれるのでお願いしていますというような姿勢が多いんです。恐らく学校側が、こういうような形で、こういう枠にはまるように協力をお願いしたいというような

要望を出したらもっとスムーズにいくのではないのでしょうか。今は少し遠慮しているような感じが学校側にあると思いますので、そのあたりのところを、もっとコミュニケーションをよくすると、さらに効果的に学校で成果を上げていただけるかなというふうに思いました。

最後、これは教育委員会ということで行ったわけではないのですが、4月19日、日本建築家協会、建築家クラブトークイベントというのがありまして、木材会館、ホキ美術館、ソニーシティ大崎を建築設計されました山梨知彦さんという方のお話を聞いてまいりました。建築関係の話ではあるのですが、大変興味深いところが2点、学校教育にも活かせるかなというようなところがありました。まず、この方は「環境について配慮する」ということと、それから「もったいない」という2つの言葉をキーワードに、設計建築をされているのですが、環境についてということでは、関東平野の風の流れを考えたいと。大変大きな視点から見ていくということ。それから、もう1つの「もったいない」のほうで言うと、長く使うこと。そのためには、修理・メンテナンスを簡単にするように、全ての材料の部品を180cmを基準とした形にする。それであれば、普通のエレベーターで資材を持ち上げることができる。そういう仕事の標準化というところと、2つの視点で設計をしている。このことは、たぶん教育委員としての仕事もすごく大きな視点が必要だということと、それから、私たち教育委員一人一人は、それぞれの経歴も違って、能力の部分も違っているとは思いますが、やはり教育委員として標準化されるべき仕事の部分もあるのかなと。そういった観点で見直していきたい。生涯学習、あるいは学校教育のほうでも、この視点は活かせるのかなというふうに思いました。

以上です。

委員長 3人の教育委員から報告を受けましたが、何か質問などありますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

それでは、以上で月間活動報告を終わりにして、日程第2、議案審議事項に入ります。議案第10号を審議いたします。教育長、お願いいたします。

教育長 それでは、それぞれの議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第10号でございますが、「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」でございます。

本件につきましては、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づく

学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長より推薦がございましたので、2013年4月1日付けで任命を行うものでございます。

任期につきましては、2014年3月31日までとなっております。

各学校の理事の一覧につきましては、別紙にあるとおりでございますが、学校支援地域理事の職務の性格上、できるだけ早い任命が求められますので、学校のほうには早期の推薦をお願いしているところでございます。

説明は以上です。

委員長 それでは、議案第10号について質疑に入りたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、このとおりということで決しました。

続きまして、議案第11号、教育長、お願いいたします。

教育長 続いて、議案第11号についてご説明申し上げます。「第1期町田市生涯学習センター運営協議会委員の委嘱について」でございます。

町田市生涯学習センター運営協議会の設置要綱に基づきまして、第1期町田市生涯学習センター運営協議会委員15名のうち、欠員となっております町田市立中学校校長会の代表1名について委嘱を行うものでございます。これは、第1期ということでございますので昨年からは始まっているわけでございますけれども、1名の校長先生が退職なさいましたので、その後任ということで今回お願いをするものでございます。

したがいまして、任期は残余の2014年3月31日までということになります。

今回お願いする校長先生は、別紙の町田第一中学校の天利校長先生でございます。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かございますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、お諮りいたします。議案第11号につきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、このとおり決しました。

続きまして、議案第12号に入ります。教育長、お願いいたします。

教育長 続きまして、議案第12号についてご説明申し上げます。「学校歯科医の委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件に関しましては、町田市立山崎中学校の2013年度の学校歯科医でいらっしゃいます那須野先生が、事情によりご辞退なさいましたので、町田市学校歯科医会長より4月1日に遡及する変更依頼がございました。町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則に基づき委嘱を行うものでございます。緊急のため臨時専決処理をいたしましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

任期は2014年3月31日まででございます。新たに委嘱を行う学校歯科医については、別紙にあるとおりでございます。

説明は以上です。

委員長 質疑に入ります。何かございますか。

岡田委員 おやと思ったところだけですが、どうして4月1日に遡及して変更されたのでしょうか。

保健給食課長 学校におきましては、4月になりましてすぐ健康診断等がございまして、そのために歯科医の先生をお願いするということが必要となりますので、そういった形で4月1日に遡及してということをお願いをするような形でございます。

岡田委員 ということは、山崎中学校では4月1日から後任の先生が健康診断と歯科健診をやってくださったということですね。

保健給食課長 はい、そのような形になってございます。

岡田委員 わかりました。

委員長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは、学校歯科医の委嘱の承認につきましていかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、承認することに決しました。

続きまして、議案第13号をお願いいたします。

教育長 続きまして、議案第13号についてご説明申し上げます。「町田市立学校の学校

医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

この条例の一部改正でございますけれども、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正するに至ったものでございます。

なお、この条例につきましては、平成25年第2回町田市議会定例会へ上程を予定しております。

説明は以上です。

委員長 質疑に入ります。何かございますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それではお諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第14号をお願いいたします。

教育長 引き続き、議案第14号についてご説明申し上げます。「2013年度町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について」でございます。

本件につきましては、2013年3月31日をもって人権教育推進委員会委員の任期が満了いたしましたので、町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、別紙にございます12名の方々を委員として委嘱を行うものでございます。

任期につきましては、2014年3月31日まででございます。

説明は以上です。

委員長 それでは、質疑に入ります。人権教育推進委員会委員の委嘱について、何かございますか。

井関委員 継続か新任かを見ると新任が非常に多いのですけれども、これは任期は1年ですが、要綱で1年というふうになっていたのですか。

委員長 委員の任期についての質問ですが。

教育長 資料の次のページに要綱が添付されています。

井関委員 どうも済みません、要綱が添付されていました。「委員の任期は、委嘱され

た年度の3月31日までとする。」ということは、やはり1年で切れてしまうのですね。町田の人権教育のために継続性を持たせるといって、半数ぐらいは継続できるような方法は今何かないのでしょうか。今じゃなくてもいいですけども、ご検討いただければありがたいと思います。

委員長 いかがでしょうか。

指導室長 継続についてですけども、要綱のほうで「再任を妨げるものではない」というふうに、妨げるものについては一切触れていませんので、継続することは可能となっております。ただし、人事異動等もありますので、できる限り、例えば道徳教育に造詣の深い先生方をお願いするという事。それから、なるべく多くの先生方にこの機会に勉強して広めてもらうというような視点も持って、一応1年ということになっております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第14号をお諮りいたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第15号をお願いいたします。

教育長 続いて、議案第15号でございます。「町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命について」でございます。

本件につきましては、2013年5月31日をもちまして町田市障がい児就学相談委員会委員の任期が満了いたしますので、町田市障がい児就学相談委員会設置要綱に基づき、別紙一覧にございますように、138名の方々について、町田市障がい児就学相談委員会委員に委嘱及び任命を行うものでございます。

任期につきましては、2015年5月31日までということで2年間になっております。

説明は以上です。

委員長 それでは、質疑に入ります。何かございますでしょうか。

井関委員 1ページ目の表の真ん中辺りに、幼稚園とか、都立町田の丘学園とか入っていますが、都立町田の丘学園の場合は、公務員だからということであまり関係ないのかもしれないんですが、この相談委員に対する謝礼みたいなものは町田市以外の方には何か考えておられるのでしょうか。

委員長 委員に対する謝礼等の質問です。

教育センター所長 謝礼については、申しわけありません、私のほうも調べがなくて正確な回答ができません。お調べして後ほどご回答させていただきたいと思います。

委員長 では、調査して、また教えてください。

ほかにございますか。

高橋委員 就学相談委員の中の1ページ目で、13、14、15が保育園と幼稚園の園長先生がそれぞれ2名と1名入っていらっしゃるのですけれども、小学校に入学する上で、私は幼稚園や保育園からの情報というのはとても大事なかなというふうに思うのですけれども、これは3つの枠しかないということでしょうか。

委員長 保育園、幼稚園、3園ということについて、これで全てですかという質問だと思います。

教育センター所長 こちらは代表という形で推薦していただいているかと思っております。枠を広げるかについては、また検討材料としていきたいと思っておりますが、現在は代表という形で出していただいていると思います。

委員長 よろしいでしょうか。保育園、幼稚園の代表ということで3人が委員になっているということですね。

高橋委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 原案のとおり決しました。

続きまして、議案第16号をお願いいたします。

教育長 続いて、議案第16号についてご説明申し上げます。「町田市情緒障がい学級(不登校)入退級相談委員会委員の任命及び解任について」でございます。

本件につきましては、町田市情緒障がい学級(不登校)入退級相談委員会設置要綱に基づきまして、2012年6月15日から2年間の任期で委嘱又は任命をいたしました9名の入退級相談員のうち、別紙にございますように、4名の方が異動等のため委員を続けることができなくなりましたので、この方々を解任し、新たに別紙の4名を入退級相談員に任命するものでございます。

任期は2014年5月31日まででございます。

説明は以上です。

委員長 質疑に入ります。何かございますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、議案第16号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第17号をお願いします。

教育長 続けて、議案第17号についてご説明申し上げます。「第28期町田市社会教育委員の委嘱について」でございます。

本件につきましては、第28期町田市社会教育委員8名のうち、欠員となっております「学校教育の関係者」1名について委嘱を行うものでございます。

任期は2014年3月31日まででございます。

今回委嘱を行う先生は、木曽境川小学校の宇賀神校長先生でございます。

説明は以上です。

委員長 質疑に入ります。何かございますか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、議案第17号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案のとおり決しました。

続いて、議案第18号をお願いいたします。

教育長 続けて、議案第18号についてご説明申し上げます。「第1期町田市生涯学習審議会委員の委嘱について」でございます。

本件につきましても、先ほどの議案第17号と共通いたしますが、第1期町田市生涯学習審議会委員15名のうち、欠員となっております「学校教育の関係者」1名について委嘱を行うものでございます。

任期は2014年3月31日までございまして、先ほどと同様、今回委嘱するのは木曽境川小学校の宇賀神校長先生でございます。

説明は以上です。

委員長 質疑に入ります。何かございますか。

高橋委員 社会教育委員と生涯学習審議会委員が同じ先生ですけれども、これは同じ先生のほうが都合がいいのでしょうか。

生涯学習総務課長 生涯学習審議会の要綱の中で、委員の構成につきましては、社会教育委員ということになっておりますので、それに基づいてお願いをするものでございます。

委員長 併せて、同じ内容の質問ですけれども、兼ねていたほうが都合がいいのですか。

生涯学習総務課長 社会教育委員におきましては、町田全体の社会教育についての課題等を検討する組織になっており、その社会教育委員の会議で話された内容も生涯学習審議会に活かすということが前提になっておりますので、兼ねているのが望ましいというところでございます。

高橋委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、議案第18号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 原案のとおり決しました。

続いて、議案第19号をお願いいたします。

教育長 議案の最後でございます。第19号についてご説明申し上げます。「第27期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。

本件につきましては、2013年5月31日をもって、町田市文化財保護審議会委員の任期が満了いたしますので、町田市文化財保護条例第37条及び第41条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものでございます。

任期は、2015年5月31日までの2年間となっております。

今回委嘱をする委員の皆さんの一覧は、別紙のとおりでございます。

説明は以上です。

委員長 それでは、質疑に入ります。何かございますか。

岡田委員 改めてこういうことを聞いてはいけないかと思ったのですけれども、文化財として保護すべき対象というのは、ここに学識経験者の方々が挙げられたような考古学ですとか、歴史とか、そういった割と古いものばかりなのではないでしょうか。教育委員会の管轄から離れてしまって、今、文化・スポーツ課のほうにいらっしゃいますけれども、町田というのは割と若い人がいて、ポップカルチャーのようなものとか、そうしたものの文化財に近い

かなというようなものがこれからいろいろ出てきたりすることもあるかと思うのですけれども、そういうものに対しては保護ということはないのか。

例えば具体的に言うと、まほろ駅前多田便利軒とか、そういったことで、映画を撮りましたが、映画を撮った後、これがセットでしたよとか、このところが使われましたとか、そういったことは将来的に文化財となっていくのかどうか。そういうものは長い期間、価値のあるものとして認められたいきさつがないので、それは教育委員会のほうでは対象にしませんよということなのか。そのあたりのところを、線引きがどこにあるのかを教えてくださいたいと思います。

委員長 文化財についての概念の説明をということですね。

岡田委員 そうですね。

生涯学習総務課長 将来的には、今、委員がご指摘の例えばまほろ駅前のスポットとか、そういうところが検討の材料になるかもしれませんが、現在は対象としては考えておりません。具体的には、東京都で、今、近代文化遺産の調査をやっておりまして、昭和39年ぐらまでの近代の史跡等は悉皆調査を進めていまして、町田でも昨年、登録文化財制度のほうで、少しご説明いたしました。調査を始めているところでございます。

それで、昨年、文化財の指定基準を定めましたので、それに基づいた形で指定をしているところでございます。そちらの対象の中には入っておりません。

教育長 今、課長が申し上げたとおりですけれども、やはり文化財としての概念が絶対前提として私はあると思います。ですから、今ご指摘のような話はよくわかりますけれども、これは町田市という自治体で文化全体をどう考えていくかということに関わる話だと思います。だから、やはり文化財保護審議会ということに関しての質問としては、今、課長が申し上げた以上の説明はできないのではないかと思います。

委員長 岡田委員、よろしいですか。

岡田委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、議案第19号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案のとおり決しました。

日程第3、協議事項に入ります。

「町田市学校給食問題協議会への諮問について」、保健給食課長、お願いします。

保健給食課長 協議事項1「町田市学校給食問題協議会への諮問について」でございます。

消費税の一部を改正する法律が成立したことにより、2014年4月には消費税が5%から8%になることが決定しております。現在、町田市の学校給食の給食費は月額、低学年3,600円、中学年3,800円、高学年4,000円、1食当たり低学年で215円、中学年では225円、高学年では240円で実施をしております。この金額は、1998年に定められた金額でございます。なお、中学校給食は1食300円となっております。

15年間、給食費を改定することなく実施してまいりました。この間、学校給食の食事内容につきましては、食育基本法の制定があり、学校における食育の推進を図る観点が大いに必要となりました。また、栄養面では摂取基準の改定もございました。学校給食現場においては、限られた給食費の中、魅力ある、おいしい給食となるよう、また、安価な食材を選定して使用するなど工夫をし、対応してまいりました。このたび消費税率が上がることで、栄養バランスのとれたおいしい給食づくりに大きな影響が生じるものと考えられます。増税後も充実した給食を提供できるよう、給食費の改正について、5月28日に開催される第10期学校給食問題協議会に諮問をいたしたいと考えております。

ご協議いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、質問並びに意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。

岡田委員 私が子どもたちを小学校に通わせていたときですので1998年ですけれども、やはりその当時でも、給食費はずいぶん安いのに、とても充実した給食をいただいているなというふうに感じました。ただ、これは消費税が上がるからといって納得する方がほとんどだとは思うのですけれども、中には納得されない方もきっといらっしゃるだろうと思うのです。そういうところで考えると、今、給食に関して言うとアレルギーの問題が大変大きな問題になっていて、そのところでアレルギーに対応するためにも、いろいろと経費がかかってくるだろうと思われるのです。また、先ほどお話があったような摂取基準の改定ということになれば、恐らくそれだけ摂取内容をより豊かにするということでありましょうから、原価のほうもアップしているだろうと思います。それから、町田市の場合には地産地消ということで、これも大変価値のある取組だと思っていて、ぜひ進めていただきたいとは思うのですけれども、地産地消をすることになると、大量生産をして安価に買えるものばかりではなくなってしまうということもあり、値上げについては、いろいろ

なことを考える必要がありますね。

教育長 消費税のアップも含め、今ご指摘のようなさまざまな要素も含め、それから、今、課長が申し上げたようなこれまでの経過、栄養価の改定等も含めた、そういったもろもろを考えたときに、どの程度の改定が必要なのかというのを協議会でご審議いただくこととなります。

岡田委員 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

岡田委員 それでは、じっくりとそのあたりのところを話し合っていたきたいと思えます。ただ、先ほども申し上げたように、アレルギーに対する対策とか、地産地消というような取組に対しては、積極的に進めていただきたいというのが私の考えです。

委員長 ほかにございますか。

私のほうから。いただいた資料の中で、答申をいただく期日というのはどのぐらいを考えているのですか。

保健給食課長 5月28日に諮問をいたしまして協議を進めるということで考えますと、3回、4回の協議会を持った上で答申をいただくということを想定しております。この答申が出たことによって、来年度の学校給食の件を、また新入生が入りますときに説明をする、そこに間に合うようなタイミングで協議会のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長 では、かなりタイトなスケジュールの中で答申を受けることとなりますね。半年間ぐらいですね。

保健給食課長 はい。

委員長 わかりました。

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、諮問をするということで、内容を決定することではありませんので、協議のほうはこれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 以上で協議を終わります。

それでは、日程第4、報告事項に入ります。予定されている報告事項に、先日行われた

仕分け事業につきましての報告が追加になる予定です。

それでは、最初に施設課からお願いいたします。

施設課長 それでは、鶴川第一小学校の改築の基本計画がまとまりましたので、ご報告したいと思います。

まず、1ページ目をご覧ください。コンセプトといたしましては、「教育力の向上」と「環境への配慮及びランニングコストの縮減」、「防災機能の強化」ということを挙げております。

具体的には、教育力の向上につきましては、少人数学習や2クラス授業、学年集会など弾力的に運用できる、IT授業も可能にした多目的教室をつくっております。次に、図書室、コンピュータ室、学習室、理科室を一体的に利用できる空間をつくっております。それと、家庭科室とランチルームを相互に行き来できるようなものにしております。

環境への配慮ですけれども、グルーピングを明確にして、なるべくコンパクトな学校をつくるということで行っております。それと、断熱性能の向上と、自然通風・採光の積極的な利用を図っていく設計になっております。あと、この学校は湧き水がございますので、湧き水を利用したビオトープ、その他、まだはっきりしていないのですけれども、散水等もできればそれを使用したいと思っております。次に、太陽光発電とか屋上緑化もつくっております。

それと、防災機能の強化としまして、通常の体育館よりもトイレの数を増やしまして、シャワーとか備蓄倉庫、小会議室を設けるということで、避難設備としての機能の充実と、今現在、スポーツ振興課で進めております地域学校開放推進事業の施設としての強化を持たせるようにしております。あと、グラウンドに災害用にマンホールトイレとか、かまどベンチを設置する予定でございます。

次に、2ページ目をご覧ください。これは計画平面になっているのですけれども、校舎棟の真ん中にプールが4階にできるような形に配置しました。それと、先ほどのかまどベンチ云々という災害用の施設ですけれども、それは左側に第2運動場と書いてありますが、そちらに設置して避難広場としての活用も可能なものにしたと考えております。学童保育につきましては、右側の下のほうに学童保育を設置したいと考えています。これは、学童の部屋から校庭が見えるようにという要望がございましたので、このような形にいたしました。

次に、3ページ目をお願いいたします。3ページ目は、体育館の少し上の真ん中ぐらい

ですけれども、体育館の左側に会議室とか更衣室、シャワー室は一体ですけれども、あと大きめのトイレという形で配備してありますので、通常の学校よりも、今までの新設校よりも200㎡ぐらい多くなりました。それと、体育館の横に、教室の前ですけれども、アルコープとございます。これについては、通風・採光ということで書いてありますけれども、クールダウンの部屋にも使えるように、カーテンで仕切れるような形にしたいと思っております。これは1階から4階まで、普通教室の前に全てございます。

次に、4ページ目をご覧ください。4ページ目の校舎棟の真ん中、赤く大きく囲んでありますが、ここは図書室とか学習室を中心として、図書室、コンピュータ室、また理科室も近くに配置しまして、それぞれの利用が可能な施設にしてあります。

次に、5ページ目をご覧ください。5ページ目の左側の3階平面ですけれども、ランチルームと家庭科室を一体として、家庭科室でつくったものをランチルームで食べられるようにというような配慮をしております。次に、右側の4階平面ですけれども、ここにプールがございまして、今まで検討委員会の要望等ございましたので、プール回りには大きめの目隠しをつくるということにいたしました。それと右の上に、太陽光発電を設置しますので、これにつきましては規模的には30kW程度のものを予定しております。

続きまして、6ページですけれども、これが立面図で、大体このようなデザインのものででき上がるということです。

次に、7ページ目をご覧ください。これが鳥瞰図ですけれども、先ほどの太陽光、「鶴川一小」と書いてありますけれども、そこの下の少し色が変わったところが太陽光発電で30kW。あと、プールの下のところに屋上緑化をつくると思うのですけれども、面積的にはもう少し広げようかなと思っております。今のところ、芝生を考えています。

8ページ目をご覧ください。工程表ですけれども、現存の校舎とか体育館を使いながら、工事を行っていきますので、一遍につくるということができません。それで、青い色になっているところを見ていただきたいのですけれども、まず最初に校舎・プール棟を整備いたしまして、次に給食棟を整備する。次に、体育館棟を整備するというような形で、工期的にはちょっとかかってしまうのですけれども、このような方法で既存の施設を利用しながら工事を進めたいと思っております。

報告は以上です。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの施設課の報告について、何か質問などありますか。

岡田委員 質問というか、ご検討できればということですが、教室の外にバルコニーがずっとついているというのはとてもいいなと思うのです。このバルコニーが、もしも火災があった場合に、校舎内に煙が充満したときに、バルコニーを通過して避難をするということが可能で、そういったことを考えたときに、このバルコニーが3階と2階がつながっている階段がちょっと見当たらないんです。つまり私が言いたいのは、外階段があったほうが避難路として考えたときにはいいだろうということですが。

施設課長 バルコニーから外へ出られる避難通路というのは、今までの学校もないのですけれども、バルコニーから外に出るとということよりも、二方向避難ができる。それは、右のところに階段がございますね。こういうのはみんな外に通じているような階段ですので、消防法上は問題ないと思うのですけれども、バルコニーから外階段を使ってという建物は今のところは検討していません。必要かどうかという判断は、二方向避難ができれば要らないなということは考えられますけれども、それはまた検討してみても構いませんので。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

私からですけれども、この基本設計はこのままお進めいただいておりますが、学校の建築は時代を先取りしなければならぬので大変だとは思っておりますけれども、この鶴川一小も六角校舎なんです。六角校舎というのは、ある年代にいわゆるはやって、幾つかの学校で六角校舎をつくり、しかし、その後、新しくつくるときには六角校舎のことなど全く考えなくなっている。それから、関連して中学校のほうで言えば、鶴川中が教科教室型の校舎をつくって、そのときはそれが一番いいと思ってつくったと思うのですけれども、その後、当然のことながら、小山中は教科教室型にはなっていない。鶴川中も、歴代の校長が使い勝手がうまくいかないという課題を提示していて、現在の校長は、批判ばかりでもまずいから良さを活かそうという視点に変えていますけれども、こういう六角校舎とか、教科教室型とか、そのときの発想について、そのときはやむを得ないと思うのですけれども、その評価をきちんとなされぬまま、いつの間にかつくられなくなってしまったというのでいいのかどうか。六角校舎については、何らかの検討もなかったのですか。

施設課長 六角校舎につきましては、この前の段階で、六角校舎の短所ということでかなり報告を上げておりますので、そこに書いてあります。具体的には、六角校舎をつくったときに、真ん中に階段がございます、周りはすごく狭いバルコニーということで、消

防法上、非常に問題があるということで、後で外付けで避難用階段をつけたり、ほかの校舎から出入りできるようなものにしたたり、かなり改造した経緯もございます。メリットは、六角形のハニカム構造ですので、なかなか丈夫だということがメリットでございますけれども、六角自体の使い勝手が悪い等々、学校からもいろいろ苦情と言っではいけないですけれども、使いにくいということで報告がございますので、それなりの調査はしてまいった次第でございます。ほかの学校につきましては、障害教室とか特別教室等にしていますので、そのまま問題ないと思います。ただ、普通教室としては、災害の問題とか、校舎が使いにくい等ございますので、これからは考えていかないような方針を出しております。

それと、中学校につきましては、段差がございまして、下に校舎をつくるということで、教科教室型にしますとかなりのスペースが必要になります。それで、その部分までつけれないということで、やめた経緯を聞いております。ただ、今後、改築等が結構目白押しで、老朽化しておりますので改築等が出てくると思いますが、なるべくコンパクトな形でいきたいという方針を持っております。

回答になったかどうかわかりませんが、以上です。

委員長 私の意見は、ある設計をしたら、その設計がよかったかどうかという評価をきちんとしておいたほうがいいのかということ、そうしないと、いつの間にか使い勝手が悪いからこれはもうやめましょうではなくて、きちんと評価したほうがいいのかというふうに思っております。今回の設計は私はこれで進めていただいていいと思っておりますが。

教育長 六角校舎については、そもそもあれが一斉にできた時代というのがあって、もうだいぶ昔なので、欠点とか評価できる点というのは、教育委員会内部でかなり検討はしているというふうに私は考えています。今、施設課長が申し上げたように、特に六角校舎に関しては、さまざまな組織的な検討がなされておりますので、これについては教育委員会としての十分な検証はなされているというふうに理解しています。

ただ、鶴川中学については、率直に申し上げて、あの時代に、教育の世界にも一種流行がありますから、そういう観点も大いにあってああいう形になったわけですがけれども、現在のエコということを考えても、あるいは、教育の具体的な展開を考えても、かなり欠点のある校舎だと私は思っております。ただ、おっしゃるように、この校舎については十分検証する必要があると思っておりますし、現在の花田校長がこの校舎を活かした教育展開を今考えておられるようですので、やはりそこも検証の対象にする必要があるだろうと思っ

ております。ですから、今後の展開も含めて一定時点で検証は行う必要があるだろう、こういうふうを考えています。

委員長 ほかに質問ありますか。

それでは、次、報告事項2にいきます。教育センター所長、お願いします。

教育センター所長 報告事項2でございます。「町田市立小学校及び中学校における出席停止の手續に関する要領について」でございます。

制定理由でございますが、この要領につきましては、町田市立学校の管理運営に関する規則第25条の2第3項の規定に基づき、町田市立小学校及び中学校の児童・生徒の出席停止の命令の手續に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

要旨としましては、出席停止の命令の手續に関し必要な事項を定めております。

施行期日ですが、2013年6月1日施行を予定しております。

以上です。

委員長 またここで一旦質問ということにさせていただきますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

私から1点。規則に基づいてなので要領はこれでいいと思うのですが、保護者の義務というのは考える必要はないのですか。保護者に義務を課す必要はないのですか。

教育センター所長 もちろん出席停止する際に、保護者と相談をして出席停止に至るといふ形になります。義務に関しては、自宅での学習というのが無理な場合、教育センターに連れて来て、出席停止の際の教育権を保証するというような流れになっておりますが、保護者と相談しながら、その内容についてカリキュラムを組みながらやっていきたいと思っております。もちろん、保護者の監督権等も含みながら考えております。

委員長 単純な意見ですが、例えば異議申立てができますとか、そちらについては保護者に対して極めてケアしているのですが、出席停止というのは、保護者がもっと責任をとれという意味合いを持たせる必要があると思うのです。学校には出さないから教育センターのほうで世話をしますよというのは、余りにも親の責任を代替わりしてしまうようなことでもいいのかというのが私の意見です。

指導室長 今、委員長がおっしゃったとおり、子どもの指導に関することですので、保護者の責任・義務というのは当然生じてくると思います。要領にそれを明記するのは非常に難しいところはあるのですが、出席停止の命令を保護者に対して行いますので、その際には、保護者の責任・役割についても十分伝えていきたいというふうに思っています。

す。

以上です。

委員長 命令は、保護者に命令するのですね。

指導室長 そうです。

委員長 そうすると、命令書に保護者の名前を書く欄がありませんが、あて先のところに保護者の名前が書かれるのであって、下の表の中には保護者氏名は入らないと。

教育センター所長 第2号様式の「出席停止命令書」ですが、様というところに親の名前が入ってきます。

委員長 保護者の名前がそこに入るわけですね。

教育センター所長 はい。

委員長 教育委員会から保護者に命じるわけですね。

教育センター所長 はい。

委員長 わかりました。

それでは、生涯学習部関係で、3番、4番、5番、6番といきましょう。お願いします。

生涯学習センター長 生涯学習センターから、3、4を合わせて報告させていただきます。

まず、報告事項3「2013年度障がい者青年学級活動予定について」でございます。

青年学級3学級の開級式、合宿、成果発表会は1枚目のとおりでございます。なお、詳細の日程につきましては、2枚目のとおりでございます。

続きまして、報告事項4「生涯学習センター家庭教育支援事業について」でございます。家庭教育支援として、従来、生涯学習センターで実施してきました家庭教育講座、支援学級、親と子の交流ひろば「きしゃポッポ」事業を、家庭教育の支援活動の輪を広げる事業として再編・拡大して実施するものでございます。

具体的な事業内容は、1つ目に「現役の子育て世帯への学習機会、情報の提供」でございます。事業といたしまして、乳幼児から中学生までの保護者を対象にした講座になります。2つ目に「地域の家庭教育を支える担い手の育成」でございます。事業といたしましては、家庭教育支援学級になります。3つ目に「地域循環型の家庭教育にむけた環境整備」でございます。事業といたしましては、親と子の交流ひろば「きしゃポッポ」になります。

今年度は、東京都家庭教育支援基盤形成事業費補助金制度を活用いたしまして、国と東

京都からの補助金を受け実施をいたします。補助率は事業費の3分の2になります。今後
も、生涯学習センターの事業の柱として、家庭教育支援の充実を図っていきたいと考えて
おります。

なお、2枚目が具体的な事業の一覧になります。ご参照いただければと思います。

以上でございます。

委員長 続いてお願いいたします。

図書館副館長 図書館副館長です。報告事項5「耐震補強工事に伴うさるびあ図書館の
臨時休館について」、ご報告いたします。

さるびあ図書館は、耐震診断を行った結果、一部耐震性能が不足していることが判明い
たしましたので、耐震補強工事を行うため、下記のとおり臨時の休館をいたします。

なお、一部工事の影響が少ない業務については、休館中も実施することといたします。

休館期間ですけれども、7月8日(月)から3ヶ月間を予定しております。ただし、工
事の進捗状況によりまして、一部サービスを開始する場合があります。

休館中に実施する業務でございますが、1点目として、移動図書館については7月8日
から10日を除き、通常どおり運行する予定でございます。2点目として、学校図書館支援
貸出につきましても、中央図書館等、他館の資料を活用して実施いたします。

3番目として、耐震改修工事の概要でございますけれども、1点目が、中2階の柱1ヶ
所に炭素繊維シートを巻き補強を行います。2点目、屋外階段部を建物本体と一体化いた
します。3点目として、建物内のコンクリートブロック壁を撤去し、軽量鉄骨壁に変更い
たします。

次のページに、さるびあ図書館の改修工事の図が載っておりますが、青い部分の網かけ
が入っているところが柱の補強の部分でございます。それと、図の一番右側、2階に上が
る外部階段を建物と一体化する。それと、赤い斜めの斜線が入っている部分が建物のとこ
ろに幾つかありますけれども、そちらのコンクリートブロック壁を撤去し、軽量鉄骨壁に
変更いたします。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま図書館副館長から報告をいただきました。

追加の報告をお願いします。

生涯学習総務課長 では、報告事項6といたしまして、2013年度町田市版の事業仕分け
の実施結果について、口頭にて報告させていただきます。

5月12日、日曜日に事業仕分けが本庁舎において開催されました。対象は全部で12事業で、教育委員会関係では、生涯学習総務課、教育センター、施設課の3事業が対象になりました。当日の来場者数は130名で、うち市民は45名という結果が出ております。

仕分けの当日の流れですが、まず担当のほうから事業の説明を約5分。その後、仕分人とともに質疑応答という形で40分議論を行い、最終的には仕分人のほうが、廃止、要改善、現状維持の3つの区分の中から判定し、結果を出すというような形で行われました。先に今後の予定だけお話ししますと、事業仕分けの当日の意見をもとに、9月末までに改善プログラムを策定して、ホームページ等で公表していくという予定になっております。

では、3事業の仕分け結果について簡単に報告いたします。

1つ目は、自由民権資料館事業であります。こちらの結果は、要改善でした。要改善のコメントの要旨につきましては2点です。1点目は、コストの削減に努めるように。これについては、指定管理とか受益者負担も考えて今後検討を進めるというような意見をいただきました。2点目は、今も進めておりますが、引き続き利用者の拡大に努めるようにといったところで、特に若年層への取組、地域・郷土の強化というようなご意見をいただいたところでございます。

学校施設管理センター担当課長 続きまして、学校用務作業班設置事業についてですけれども、結論から申し上げますと現状維持でございます。私どもの作業班の中身ですけれども、順次作業班を縮小していきながら、学校用務の2名体制を進めていくということで、この事業の終了は2015年度末となっております。そして、現状維持の方の主な意見は、用務の2名体制の充実についてさらに考えてほしいというのがございまして、要改善の方の意見は、公務でなくても民間でもできるので、そこら辺も含めて考えてほしいというような意見がございました。

以上です。

教育センター所長 教育センターでございます。教育センターは、教育センター費という大事業名で仕分けを受けました。教育センター費に関しては、教育相談であったり、適応指導教室であったり、7つの事業からなっております。その中で、主な質問としましては、教育相談に関して質問が集中しておりました。仕分けの内容ですが、現状維持が2、要改善が3ということで、要改善という結果になっております。改善のほうの主な理由に関しては、教育相談について、もう少し市民に対して周知してほしいということ。

それともう1点は、うちのほうで目標を掲げておりましたが、例えば不登校をゼロにす

る、適応指導教室に来ている児童生徒を100%学校に復帰させる、そのような目標設定を立てておりましたが、もう少し現実味のある数値に変えてほしいというような内容で意見を受けました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。今、3、4、5、6と4点にわたって報告をいただきましたが、質問などありましたらお受けします。

高橋委員 報告事項4の「生涯学習センター家庭教育支援事業について」の中で、いろいろな講座と事業が行われるのですけれども、これが行われる場所としては生涯学習センターのみなのでしょうか。

生涯学習センター長 ここに記載しております講座、支援学級「きしゃポッポ」については生涯学習センターになります。今のところ、ほかの施設で実施する事業は記載しておりません。

以上でございます。

高橋委員 わかりました。乳幼児をもつ保護者や幼児をもつ保護者は、なかなか出歩くのが大変かと思imasるので、今後は、管轄外かもしれませんが、各地にある子どもセンターや市民センターなどの場所を借りてできるといいなと私は理想的に思っていますので、今後はそのような連携がとれることを願っています。

委員長 私も、家庭教育支援事業について、家庭教育には行政が入り込むのが大変難しい事業だと思いますけれども、このように企画され、実施していくということについては、大いに期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質問ありますか。

岡田委員 さるびあ図書館の臨時休館の間、さるびあ図書館を歩いて利用している方たちのために、例えば移動図書館がさるびあ図書館の現地からさして遠くないところに停車するとか、そういった対応はあるのでしょうか。

図書館副館長 今、さるびあ図書館の休館中の移動図書館での特別な対応ということだったのですけれども、移動図書館の場合、2週間ごとの巡回のスケジュールに余裕がありませんので、そちらについてはちょっと対応できなくて、通常の移動図書館の業務のほうに当たるといふことにいたします。それで、予約資料をさるびあ図書館で受け取りたいかということが当然あるかと思いますが、3ヶ月間受け取れないというのは大変不便をかけてしまいますので、多少歩くということになりますが、中央図書館のほうでそのような

資料はお渡ししていくという形で対応をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

岡田委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

井関委員 事業仕分けの件ですけれども、自由民権資料館が要改善で、そこでコスト削減と。コスト削減はどこでもやらなければいけないことでしょうけれども、指定管理者制度を導入する、あるいは受益者負担をとというと、私は、これはたぶんものすごく難しい問題だなと思いますね。有名な蓮舂さんが「なぜ1番でなければいけないのか」と言って、私は2番でもいいのですが、あれは1番でなければいけない理由をすぐその場で言えなかったのが一番いけないんじゃないかと思うのです。ですから、指定管理者制度で歴史の保存みたいなことができるのか。例えば、私はこちら側の派だから、前のものは全部捨ててしまえとか、そうすると、あっという間に消えてしまいますね。受益者負担の場合は、そこでお金を取って、100円なら来るかもしれないけれども、狭いところで見せているだけに、来るかなと。何か講座などを行ったときにはお金を取るとか、そういうことなら可能でしょうけれども、本当に担当者の方は大変だと思いますけれども、むしろそうじゃないんだよということがPRできるような案が出るといいなと思っています。

生涯学習総務課長 こちらの説明の中で、指定管理については私のほうからは考えていないというようなお話をさせていただいたところでございます。それから、受益者負担についてですが、自由民権資料館は今、周知活動に力を入れておりますので、今後、先々やらないということではなく、一応検討材料には考えるといったところで、あと具体的には、郷土史講座等をやっておりますので、こちらのほうについては、教材費等ということで費用をいただいているという状況でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

井関委員 はい。

委員長 最後に、報告事項というよりも、議案第15号の質問に答えていただくということで、教育センター所長、お願いします。

教育センター所長 先ほど議案第15号で、謝金のご返答できなくて申しわけありませんでした。内容としましては、公立保育園に関しては出張費というか、交通費になります。私立の保育園・幼稚園に関しては、1回当たり2,500円という形で予算を組んでいる

という形になります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

報告事項に関しまして、ほかに質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、ここで一旦休憩にしたいと思います。ご苦労さまでした。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

委員長 それでは、再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

委員長 以上で町田市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時30分閉会